



海監収第3号
令和6年8月14日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市監査委員 雨 宮 徳 明



海老名市監査委員 清 水 昭



海老名市監査委員 宇 田 川 希



令和5年度資金不足比率審査意見について（提 出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和5年度の公共下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和 5 年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率

2 審査の期間

令和 6 年 8 月 2 日から令和 6 年 8 月 1 3 日まで

3 審査の要領

市長から提出された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に基づいて算定されているかを海老名市監査基準に準拠し、慎重に審査を実施した。

審査の着眼点は次のとおりである。

- (1) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に適合し、かつ、正確であるか。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

比率名	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	2 0 . 0

資金不足比率は、資金不足額がないため表示されない。